

令和5年度 第2回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和6年3月22日（金）午後2時00分～午後3時40分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 1階多目的ホール

出席者：大山委員、坂井委員、佐々木委員、島野委員、杉江委員、林あかり委員、
柚木委員（五十音順）

Zoomでの参加者：鷹委員、齊藤委員、谷本委員、林勝則委員（五十音順）

11名出席

事務局：坂井総務部長、柳池人権推進課長、加藤男女平等推進係長、小熊人権施策推進係長、
男女平等推進係員1名

傍聴者：5名

欠席：板井委員、黒崎委員、鈴木委員、千田委員、津村委員、谷茂岡委員

議 題：男女平等推進施策について

<事前送付資料>

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（条文）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号：議員立法）のポイント
- ・東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画策定員会資料

<当日机上配付資料>

- ・令和5年度第1回葛飾区男女平等推進審議会議事録
- ・政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（令和5年度7月31日時点）
- ・男女共同参画 Schedule Notebook
- ・はたらくみんなの必読書！ はらはらハンドブック

1 開 会

会 長：それでは、本日の議事を進行させていただきます。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

なお、ご発言の際は挙手していただき、名前をお名乗りいただいたうえで、ご発言くださるようお願いいたします。

まず、事務局より本日の審議会の目的について説明をお願いいたします。

事務局：では、議事に入らせていただく前に、令和5年度第1回男女平等推進審議会議事録が大変遅くなりましたこと、申し訳ございませんでした。本日、机上配付させていただきました。また、政策方針決定過程への女性の参画状況調査（令和5年7月31日時点）につきましては、前回の審議会におきまして、4月から6月に改選の審議会が多いことから、改選後の

状況を知りたいというご意見がございましたので、今回、机上配付させていただきました。内容でございますが、職務指定や団体推薦につきましては、女性の割合が増えておりますが、その他のところで女性委員が減少しております。全体を見ますと女性委員が 0.3%ほど減少している状況でございます。引き続き、所管課には女性委員の登用について働きかけを行っていきます。また、この資料でございますが、以前から資料がとても小さく、見づらいというご意見が多数ございましたので、今回の配付資料から、細かな資料につきましては、サイズをB4サイズにして配付させていただいております。この資料につきましては後ほどご確認ください。

それでは、本日の審議目的についてお話させていただきます。令和6年4月1日より、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行される予定となっております。そこで今回は、この法の趣旨などを理解し、東京都や他区の動きを把握しながら、葛飾区として、またこの審議会として、第7次の男女平等推進計画策定に向けて、この法律をどのように生かして、どのように組み込んでいくか、また、この法の下で区として何ができるかについて多方面からご意見を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長：ありがとうございます。今回、年度末のお忙しいところをこのようにお集まりいただいたのは、今ご説明がありましたように、困難な問題を抱える女性への支援という法律が4月1日より施行されるということです。まだこの審議会ではこの法律に関して一度も議題として扱ったことがなかったのは、皆さんもご承知のとおりだと思います。そこで、この法律をどのようにしたらもう少し実効性があるのか、生かしていくことができるのか、特に葛飾区として、あるいはこの審議会として何か働きかけることができるのかというようなことを中心として、皆さんと意見交換をしたいと思い、この会を設けさせていただきました。

2 議 題

男女平等推進施策について

会 長：それでは、議題の男女平等推進施策について、まずは事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局：では、最初に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイントということで、まずどのような法律なのかということを皆さんで共通認識を図りたいと考えております。今日はまず、どのような法律かというところを踏まえてご説明させていただきたいと思っております。資料は横長の1枚、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律のポイント」をご参照ください。

会 長：よろしいですか。法律自体はこちらでもご用意させていただいて、とても字が小さく見にくいということもあり、法律自体がかなり広範囲にわたるような法律でもございますので、こちらのチャートでご説明いただけるということでよろしいでしょうか。お願いいたします。

事務局：では、法律の施行に至った経緯について最初にご説明したいと思います。この資料では、一番上の四角で囲っている中身となっております。

これまで、女性であることに起因する生活問題に着目した福祉的な支援のための方策というのは、昭和 31 年に制定されました、売春のおそれのある女性の保護と更生を目的とした売春防止法に基づいて様々な婦人事業が進められてまいりました。

資料の中の一番右の「売春防止法」をご覧ください。こちらの中に書いてあります、この婦人事業でございますが、対象となる女性は、この売春防止法に基づきますと、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」と定義づけられております。その法律の目的が「保護する」、「更生する」といった目的で、女性の人権の擁護とか自立支援といった視点は不十分であったものでございました。しかしながら、現場では支援に当たっていただいている婦人相談の方は、もちろん親身で、女性に寄り添いながら適切に対応はされてきたということでございます。

昭和 31 年を起点としたこの法律の制定以降、ご存じのとおり、社会や経済状況は変化して、女性をめぐる問題につきましては多様化して、生活困窮や居場所がなく家出をした若年女性が性犯罪に巻き込まれる、配偶者からの性暴力、性虐待、性的搾取の被害者となるなど、本当に複雑で多様化してまいりました。このため、この売春防止法に基づく支援の対象者を、従来の「売春を行うおそれのある女子」だけで定めることが難しくなってきたため、支援対象を婦人事業の支援対象として、配偶者からの暴力の防止やストーカーなどの規制に関する法律によって、婦人事業の対象者を拡大して支援してきたという経過がございます。

しかしながら、やはり昭和 31 年を起点とした法律であったため、支援に当たる方々は、この法律の中で支援することがなかなか窮屈で、売春防止法そのものの枠組みを変えてほしいという現場からの意見も多数あったという経過が聞かれております。

こうした状況の下、女性が日常生活や社会生活を営むに当たって、女性であることにより、様々な困難や問題と直面することが多いということを鑑みまして、性的な被害、地域社会との関係性、そのほか様々な事情によって困難な問題を抱える女性またはそのおそれのある女性に対する福祉の増進と支援のための施策を推進すること、そして女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として新たな法律が出来上がったというのが簡単な経過でございます。

そして、この法律の基本的な理念のところは、今お示ししている資料では真ん中の「目的・基本理念」というところがございます、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定」とありますように、現行の売春防止法では「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」というのが目的であったので、それを転換いたしまして、目的と理念、福祉と人権の尊重、そして擁護、さらに男女平等といった視点を規定したということが目的となっております。

そして、この法の下で実施される女性相談、婦人事業をはじめとした様々な施策につきましては、「国、地方公共団体の責務」とあるように、「困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる」と明記されております。その内容は右側の、「教育・啓発」、「調査研究」、「人材の確保」、「民間団体援助」とあり、これは主に何を指しているかというと、この「教育・啓発」についてはこの婦人相談事業、これまでやっていたこの事業に

当たる方々に対する普及啓発、人材確保も含め、また、それを取り巻く社会に対する教育と啓発というところも含まれております。

そして、この法の下で実施される事業の中に、これまで売春防止法で取り組んできました、下の第4章の「保護更生」というところに目を移していただけますでしょうか。こちらは、この新たな法の下でも婦人事業の中核を担ってきた部分でございますので、「婦人相談所」、「婦人相談員」、第36条の「婦人保護施設」、「都道府県及び市の支弁」、「国の負担及び補助」とあるように、これまで売春防止法の下で取り組んできた「保護更生」の部分は、この新しい法律の下でも実施されていくということになっております。

また、「婦人相談」をはじめとしたこの名称は、この新しい法律の下で新たに、「女性相談支援センター」、「女性相談支援員」、「女性自立支援施設」に変更して取り組んでいくというところが変わってまいります。

そして、新たに取り入れられているところとしては、国の方針、都道府県の計画の右側にあります、「支援調整会議（自治体）」と書いてあるところをご覧ください。こちらは、これまで婦人事業の中では取り組んでいなかった部分でございます。この支援調整会議というのは、関係団体や民間団体で支援内容を協議する、いわゆるケース会議のようなものでございますが、新しい取組として行われてまいります。

また、「民間団体との「協働」による支援」というところが、この法律の下で大きなポイントとなってくるところでございます。これまでも売春防止法の下で民間団体との協力は行ってきたところでございますが、今後、さらに協働して、生活に困難を生じている女性に対しては、居場所や相談、また生活支援なども、これまでも担っていただいたところなのですが、よりここは強化して、さらに行政が追いついていない、いかなうようなきめ細かいサービスをこの民間団体との協働によって取り組んでいくというところが強く求められているところでございます。そして、その補助も予算措置されているというところでございます。

この資料の中にはなかなか見えてこない部分でございますが、今まで売春防止法と一緒に婦人相談所、婦人相談員が取り組んできた、配偶者暴力防止法に基づく配偶者などからの暴力、被害者の支援につきましては、実はこれまでも旧売春防止法の下で取り組んできた部分なのです。こちらに関しても、この法の下で引き続き支援の対象者となっていきますので、現行の男女平等推進計画の中でも、現在は根拠法として配偶者暴力防止法に基づく支援ということで取り組んでまいりますので、今後もこの部分につきましては取り組んでいくということになってきます。

次に真ん中の「国の「基本方針」」と「都道府県基本計画等」がございします。こちらは、この法律の下、国は基本方針として、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容を明示しておりまして、この施策内容に基づきまして、都道府県は具体的な施策の実施内容を基本計画として策定することがこの法で定められているところでございます。

そして、本日提示させていただきました「東京都困難な問題を抱える女性に対する支援のための基本計画」も併せて資料として配布しておりますが、こちらがこの法の下で今、東京都が進めている計画の一つというところでございます。

最後に、市町村の責務としてもこの法律では明記されております。細かくて申し訳ございませんが、本日お配りさせていただきました法律の条文の中の第8条の3をご覧ください。

こちらの中に、市町村の責務として、市町村、区には、東京都の計画を踏まえて、困難な問題を抱える女性の支援のための施策の実施に関する基本的な計画等を定めるよう努めると記載されており、これがいわゆる努力義務となっております。

また、国の基本方針の中では、この計画の策定に当たり、既に存在する男女平等推進計画や配偶者の暴力の防止及び被害者保護のための計画などとの整合性を取っていくということも明記されており、また、この市町村の計画につきましては、ここの中では明記はされていないのですが、策定するに当たっては、今ある男女平等推進計画の中と一緒に盛り込んでもいいということも明記されているところでございます。

目的と経過、ではどういうことを理念としていくか、また地方公共団体の責務、具体的な支援の内容、今まで婦人相談事業で取り組んできたところも内包していくということを幾つか申し上げてまいりました。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長：事務局、ありがとうございました。

初めて資料をご覧になると、「うーん、どういうことなのかしら」という非常に大きなスケールの話だと思いますので皆さん困惑されているかもしれません。なので今ポイントだけご説明いただけたのかと思います。国の法律としては、大きなフレームワークの中で行われていて、それからポイントだけかいつまんで、国の方針が出てきます。そうすると自治体、いわゆる東京都が基本計画を策定し、それに則って各自治体、市町村レベルでこれに基づく基本計画をどうするかという話の大きな流れが恐らく一番のポイントなのだと思います。

そして、最後のほうにもご説明がありましたように、市町村の計画を新たに作成するというのが努力義務という位置づけにこの法律ではなっています。そして、その補足として、今既に持っている男女平等推進計画がありますが、その項目との整合性を取りながら、そこに合わせていいという流れだと思います。

したがって、要するに、今回この審議会での話題を取り上げさせていただいたのも、今、現行では第6次の男女平等推進計画がございますけれども、第7次に向けて、この法律をうまくかみ合わせて実効性のあるものにできるか否かというところを皆さんからご意見を諮りたいというのが今回の大きな趣旨でございます。

この時点で何か確認しておきたいことなどがございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。本日 Zoom のご参加の方もかなりいらっしゃると思いますが、どうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

委 員：お願いいたします。第3章の女性相談支援センターのことですが、葛飾区では、例えばこの女性相談支援センターというのは、現行のDV相談などはこちらでなさっていますよね。それで、このままこちらのセンターは男女相談支援センターと関連して、そのまま相談業務をお続けになるということなのですか。

会 長：ここに書かれている女性相談支援センターの位置づけがどうなるかということですね。お願いします。

事務局：この女性相談センターというのは、旧売春防止法になりますが、婦人相談所として規定されておりまして、要保護女子の保護更生に関して相談に応じること、また必要な相談と指導と一時保護を行っていくというものでございます。こちらは都道府県ごとに制定されており、東京都は東京都の女性相談センターを指すものです。この根拠法としては、今現在もこの女性相談センターは全国にもあり、東京都女性相談センターというのがあります。そして、この根拠法は売春防止法、また、あわせて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の2つの法律で運営している。男女平等推進センターで行っているDV相談というのは、あくまでも根拠法令が配偶者などの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の下で設置されている配偶者暴力相談支援センターとして名を打っておるものでございます。なので、現行の相談としては、今後も継続してまいります。法的な位置づけ、この女性相談センターと書いてあるところは何を指すかといったら、これは東京都であったり、全国の自治体で設置されている女性相談支援センターを指すということでございます。

委員：ありがとうございます。勘違いしていました。この困難な問題を抱える女性への支援のための法律ができて、それが、さっきおっしゃっていた昭和31年の売春に関することよりもっと広範囲に、本当に現在困っている女性たちへの支援ということで広がったわけですね。それで、私がそのとき考えたのは、センターで行っていらっしゃるDV相談ですけれども、よりもっとグレードアップというか、例えば、24時間相談できるとか、曜日も関係なくといった支援、費用、そういうものがこの法律によって、より多く頂けるのではないかと思いますのですが、この法律とは関係ないのでしょうか。

会長：事務局のほうはいかがでしょうか。

事務局：まず、この法律がこの4月1日から施行されるに当たって、この法律が、先ほど申し上げましたように、国・地方公共団体の責務として、当然ながら責務が明記されておりますので、その法の下でいろいろな事業を展開していく、または強化していくという流れにはなってくることは想定されるのですが、今現在、区のほうで展開しておりますDV相談は今現在ではこちらの建物が配偶者暴力相談支援センターとなっておりますので、この法律の下でやらせていただいているという状況でございます。

ただ、委員がおっしゃってくださいましたように、この法律の下でどのようなことができるかというのが、冒頭申し上げました今回の審議の目的でもございますので、委員は、そういうことが必要で、そういうことが展開できるのではないですかということをおっしゃっていただいたと思いますので、それはしっかりと受け止めさせていただければと思います。

委員：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。最初、女性相談支援のところから話が始まりましたが、要するに、現行のものはあるが、根拠法が変わりますよというご説明でよろしいのでしょうか。

事務局：変わるのではなく、今後新しい取組をしていくためには、この根拠法を踏まえて新たな施策として組み立てていかなければいけないとは思ってはおりますが、現行でやらせていただいているのは、あくまでも配偶者暴力防止法の下でやらせていただいているというところでございます。

会 長：ありがとうございます。ですから、この根拠法が変われば、相談内容だとか事業だとかが少し変わってくる可能性がありますよということでしょうか。

事務局：はい。

会 長：現在、DV相談をはじめ、どういう相談事業がなされているのかというのは情報やデータとかはお持ちでいらっしゃるでしょうか。

事務局：では、現行の相談事業ということで、この法律の下ということを少し置かせていただきまして、現在の男女平等推進計画の中で取り組んでいることを少しご説明させていただければと思います。

皆さんにご審議していただいた内容でございますので、委員の皆様は当然熟知されている内容かとは思いますが、改めて少し触れさせていただきます。今新しい法律の下で一番影響が出てくる分野は、この目標3に掲げてございます。今日、男女平等推進計画の第6次を持ってきてくださいというアナウンスはしていなかったのですが、口頭で申し訳ございませんが触れさせていただきますと、目標3「誰もが安全・安心して暮らせる環境整備をします」というところで、課題①として「あらゆる暴力の根絶」を触れさせていただき、また課題②として「生活上困難な状況を解消するための取組促進」というところで、しっかりとこの男女平等推進計画の中では位置づけられております。

そして、こちらの根拠となっているのは、男女平等推進条例の下で計画で、この「生活上困難な状況」というところを捉えていく根拠が、あくまでも男女平等推進条例の下で捉えているところでございます。ただ、その中で置かれている課題につきましては、ひとり親家庭や非正規雇用者など経済社会において、男女が置かれた状況の違いなどを背景に女性の貧困、また生活上の困難に陥りやすいということ、さらに、今回の新型コロナウイルス感染症ではこうした弱い立場の方々へ深刻な影響を与えてしまい、男女間の格差をさらに改めて問題視している。その取組の内容は、女性であること、さらに、女性であることに加えて、また高齢者、障害者など日常生活において直面する困難な状況はたくさんありますということをこの目標3のところでもまず触れております。

その一つの取組として、生活困窮者の自立支援事業だったり、ひとり親自立支援事業、また、この中で、このような課題を解決するために、しあわせサービス事業やひとり親家庭相談、また育児支援訪問事業など様々な事業を挙げている。また、ここにDVの相談だったり、女性相談、また高齢者虐待防止事業ということで、あくまでも生活上困難な状況を解消する、その原因が男女平等推進条例の下、男女間の格差で起こってくる生活上の問題に対する事業展開を行っている。今申し上げましたDVは、この項目の中にしっかりと位置づけられているというところで、こうした取組を人権推進課、またほかの課と連携しながら

ら取り組んでいるというのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

会 長：事務局、ありがとうございます。今のご説明でお分かりいただけたでしょうか。多分もう少し色々な話が出てこないと見えてこないものもあるかと思いますので、どうぞ何かご質問とかご意見がある方はお願いいたします。

これからどうしようという方向の話になって、まだ具体的な話ができないような状況ではあります。この法律の発効を受けて、東京都はこの年度末で基本計画が成立したということによろしいのでしょうか。

事務局：もう一枚の資料で少し計画策定のところをお示しさせていただいております。東京都は「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画策定委員会」を、東京都はこの法律の施行に合わせて、令和5年6月から委員会を立ち上げ、計6回、策定の委員会を設け、まず東京都のやるべきこととして、この法律の下で基本的な計画を策定する、これは法律で義務づけられているので、法律の下で具体的な施策の実施内容につきまして検討しているというところでございます。

委員会の位置づけ、委員の構成、今後のスケジュールを資料でお示しさせていただいているところです。この計画策定の流れというのも、今回この審議会ですまずは最初の1回目を開いていたように、実はこの策定委員会の中でも、議事録などを見ますと、同じような議論からスタートしているのです。まず第1回目のところで、今この法律を策定していくが、現行の下でどのような取組をしているのか、そのようなところの意見を交わしながら、現在では男女平等参画推進総合計画の下で、また配偶者暴力対策基本計画の下でいろいろな取組をしているというところを踏まえ、どのようにこの計画と整合性を取りながら展開していくかという議論を第1回目、2回目、3回目、4回目とずっとされてきたようでございます。その中ではもちろんパブリックコメントや、一番下の「スケジュール」に書いてありますように、現行の婦人保護施設や民間団体に現場でのヒアリングをかなり重ねながら、現場に沿った、また実情に沿った基本計画にしていくというところで議論を重ねながら、ようやく2月にこの基本計画の案が定まっております、この中身を少しご説明させていただければと思います。

今日資料としてはお示ししていないのですが、策定に至った経過は、今申し上げましたとおり、東京都、国で取り組んでいる、困難な問題を抱える女性に対してどのようなところを取り組んで、何が課題で、この法律の下で何が必要なのかというところを踏まえ、ようやく策定したものでございます。簡単に少し、どのような施策や取組がまとめられているかを少しお伝えさせていただければと思います。裏面の資料を見ていただければよろしいでしょうか。第2回目のところで「困難な問題を抱える女性への支援内容・支援体制」となっております。こういった、どのような支援内容・支援体制が必要かというところは、この元になっているのが、もちろん困難な問題を抱える女性の支援のための法律の下で、「このような支援内容、基本的な支援内容を取り込んでください。」というのは指針で示されているのです。その中で、具体的な指針が示されているので、東京都も幾つかモデル的な、基本的なメニューを盛り込んでいるというような基本的な計画の内容になってございます。

そして、この計画の中身で、基本的な5つの目標がございまして、それを簡単に口頭で説明させていただきます。この計画の目指す5つの基本目標が示されております。

1番目といたしましては、まず対象者の把握から地域での自立まで多様な支援を切れ目なく包括的に提供しなさいとなっております。こちらは、先ほど申し上げましたように、女性が抱える困難は、今まで売春防止法で捉えていた、単なる売春をするおそれのある女性というところからもう少し大きく対象も捉えております。この女性が抱える困難というのは、年齢、国籍、障害の有無、同居の家族の有無により様々なので、この方が自立した生活を送ることができるよう、そういった社会を実現するために、とにかく個々の課題に対して、多様な支援を切れ目なく包括的に提供していくことが基本目標と大きくされております。

また、基本目標2といたしましては、当然のことなわけですが、本人の意思と意向を尊重して、本人を中心にした支援をしましょうということです。もちろん、これまで売春防止法で、どうしても補導処分、保護更生が中心であったものから、今度は本人を中心に考えて自立を支援していくという法律ですので、この中でこの項目が重要になってきた、本人の意向を最大限に尊重して、本人を中心にした支援をするということです。

次に基本目標3と示されているのは、同伴児童を取り残さない視点からサポートを強化してくださいと言われております。これまで、売春防止法の下で一時保護になった女性の傍らには同伴児童もいた事例が多数あったと聞いております。そのために、同伴児童がおられる場合の一時保護やその後の施設というところはなかなか制限があったと聞いております。今後この法律の下では、同伴児童、困難な問題を抱える女性と共にいるお子さんに関しても、心理的なサポートや学習支援を実施して、その子も一人の児童として尊重して支援するということも盛り込まれております。

続いて基本目標4といたしましては、困難な問題を抱える若年女性への支援を推進するということです。恐らくここがとても大きなポイントだと思います。特に東京都に関しては想定されているところです。もちろん売春防止法の下でも若年女性への性被害というのは課題になっていましたし、支援もこれまでもしっかりとやっていた部分ではございますが、それ以上に、若年女性が被害に巻き込まれる、また性犯罪に巻き込まれるおそれのある女性が増えている、そしてこの若年女性がしっかりと支援に行き着かないというのが、そもそもこの新しい法律の下で前提として問題視されてきた部分でもございます。この困難な問題を抱える若年女性の支援を総合的に推進するというのが、東京都の目指す基本計画の大きな一つとなっております。トー横の話は皆さんもニュースで聞いておられると思いますが、これはあくまでも東京都の場所でいいですとトー横にいる若年女性が性犯罪に巻き込まれるところが非常に問題になっているので、そのような現場をどうするか、そのような人たちをどのようにサポートして支援につなげていくかというところが大きく総合的に推進して強化していくところでございます。

最後、基本目標ですので、大きな5番目としては、現行の婦人相談員、今度「女性相談員」として名称は変わりますが、民間団体、関係団体と円滑な連携、協働、これは言うまでもございませんが、連携して取り組みますということです。先ほど民間団体との協働による支援がこの法律の新しいポイントでもあると申し上げましたところで、この民間団体を今現在も東京都でも連携を取りながら取り組んでいる事業はあるということではございま

すが、よりこの関係団体、民間団体と協働してしっかり取り組んでいくというところが掲げられているところでございます。

会 長：ありがとうございました。今、東京都の基本計画について口頭で簡単にご説明いただきましたが、この5つの基本目標をもって、各自治体はどうするかという流れになってくるといことです。

要するに、法律自体も対象とする「困難を抱える女性」という定義も非常に多種多様で、また、年齢層も多種多様ということで、その中で、保護するとかではなく、支援して、自立して生活するようになるにはどうしたらいいのかということにウエイトを置かれている法律と理解しております。そして、そのためには、自治体だけでは多種多様な困難に向かう女性たちを支援するのはなかなか難しいので、民間あるいはNPOなどとの連携を強化していきましょうというのが、私が理解しているこの法律の仕組みだと思っています。そして、これを受けて審議会でどうしようか決めることはできないかとは思いますが、現時点での葛飾区の中でどんな議論がなされているのかを教えていただければと思います。

事務局：会長、ありがとうございます。葛飾区では、第1回葛飾区議会の定例会におきましても、議員の皆様から関心を寄せられて、こちらでその内容につきましてご説明させていただいたところでございます。区といたしましては、冒頭申し上げました男女平等推進計画の下で今現在取り組んでおります、困難な問題を抱える女性というところを捉えた現行の基本計画の下で取り組んでいるDV相談や、ひとり親家庭の支援、また生活上の問題を抱える女性からの相談をはじめ、様々な相談事業で取り組んでいるところでございます。もちろんこれからもこの部分は大事にしていきたいというところでございます。

そして、葛飾区の現状として、最初のところで相談の中身は申し上げなかったところでございますが、今現在、DV相談、女性の悩みごと相談という中で取り組んでいる中で、30～70代の女性から、将来の不安や配偶者との関係、また男女間の格差という相談が寄せられている状況でございます。これをこの法律の下で、困難な問題を抱えるというところを、どのような支援が必要であるかということは、一人一人の女性が考えている問題やその背景、また心身の状態や最適な支援を行えるように心身の回復までの援助、自立して生活するための援助などは包括的に整備していく必要もあります。現在「くらしのまるごと相談」でも包括的な相談をやっておりますが、そのような他課とも連携しながら区一丸となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

会 長：ありがとうございます。ご質問などがあれば挙手していただければと思います。

自治体の努力義務になっていたこの法律に関しての基本計画を策定しようということとはまだ話し合われていないということでしょうか。

事務局：この困難な問題を抱える女性に関する法律というのは、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る、また困難な問題を抱える女性の支援に関する施策を推進して、人権尊重、また女性が安心して、また自立して暮らせる社会の実現という大きな目的でございますので、

これまで取り組んできた男女平等推進計画の中でも、先ほど目標3で申し上げました「ワークライフバランス」という視点からも、全ての人々が心身ともに健康で暮らせる世界を目指して、被害者の早期発見と安全確保に取り組んでいきたいというところはこの計画でも位置づけられているところでございます。

また、先ほどから話題になっている婦人相談員も、今、福祉部に所属はしておりますが、そういった婦人相談員やひとり親相談というところとも連携をし、また東京都とも連携しながら、新しい法律に対しては総合的な支援が必要ではないかとは考えているところでございます。今現在、東京都で示されているこの計画をしっかりと実行しながら、さらに、基礎的自治体である区は、国・東京都と役割分担をして一番身近な支援の端緒となるような相談機能を果たす必要があることから、今後自立した生活を送れるような寄り添い型の支援がどのようにあったらいいのかというところを考えていきたいと思っておるところでございます。

会 長：ありがとうございます。ということは、葛飾区に関しては、現時点では、新しいこの法律を受けて新しく基本計画をつくるというよりも、現行の男女平等推進計画に基づいて、それをベースにしながら盛り込んでいくという方向性という理解でよろしいですか。

事務局：はい。ありがとうございます。

事務局：補足させていただきます。先ほど、くらしのまるごと相談課のお話もしましたが、基本的には東京都がこのような計画を定めて様々な支援策を整備していくというのは、まず東京都にはスケールメリットもあり、区で施設を造ってというようなことは難しい状況かと思えます。ただし、区ならではの取組としては、身近な地域でアウトリーチ型の相談に応じていく、それから寄り添い型、伴走型の支援をしていくというのが区としては一番求められる役割ではないかと思っております。実は、くらしのまるごと相談課の中に、いわゆるコミュニティーソーシャルワーカー的な位置づけをこれからも、まだ人数的にも十分な状態とは言えないと考えているのですが、地域の方々と協力しながらそういった仕組みをつくっていこうという途上です。ので、できましたらそういった仕組みを利用して、身近な地域で特に生活の自立に向けた支援を行っていくことがまず第一の区の役割ではないかという捉え方をしております。

会 長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はございますか。

委 員：そうしますと、今、葛飾区男女平等推進計画（第6次）が令和4年度～令和8年度の5か年計画であって、その中に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」と「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」が内包しているという形で一緒になった男女平等推進計画なのですね。そうすると、令和9年度からの第7次の葛飾区男女平等推進計画の中に、今努力義務であるこの困難な問題を抱える女性への支援に関する計画の葛飾区版が内包されてやっていくように考え、そっちの方向性で今みんなが向き始めているという理解でよろしいでしょうか。

会 長：事務局、お願いいたします。

事務局：そのとおりでございます。

会 長：区で何か新しいのをつくるのかどうか、そこがきちんとなしないと、この審議会の中で何が議論できるかというところの流れになりますので、整理していただいてありがとうございます。

委 員：そういう理解であると、逆に東京都の計画が4月からようやく都道府県計画として動きだし、法律自体も4月からで、全部今未来形の話なので、国と都の動きを見ながら、葛飾区として実現可能な、より区民に寄り添い、しっかりとした葛飾区独自の計画を時間をかけてつくっていきましょうという形でよろしいですかね。

会 長：私もその流れという理解をしております。もう一度繰り返しになりますが、この生活上の困難な状況を解消するための取組促進などの項目に関しては、私たちが今この審議会で行っている男女平等推進基本計画（第5次）から実は文言としては入っています。そして、第6次にも目標3という形で重点課題として取り上げられています。2022年から2026年まで第6次が流れていくわけですが、要するに本日の審議会の目的というのは、その計画の中に国や東京都の困難を抱える女性の支援の新しい法律にそれをどうやって取り入れていくのかという非常に未来を見据えたようなお話になっております。申し上げているように、法律自体が非常に広範にわたりますし、恐らく1回の審議会では、これどうしましょう、あれどうしましょうという話にはならないと判断しました。今日皆さんに国の法律や東京都の動きを踏まえて、これから数年後に控えた第7次で葛飾区が何をできるのかというのを、非常に先の話ではありますが、いろいろ意見を頂ければというのが今回の趣旨でございます。本当に広範にわたる法律で、DVだけではなく、いろいろな属性、若年の問題や高齢者の問題にも入ってくるだろうということもありますので、なかなか扱いが大変なことになるだろうということです。

ほかはいかがでしょう。ここで何かご意見はありますか。

委 員：教えていただきたいのですが、東京都の基本目標を作成するに当たり、基本的な計画策定委員会の裏面に1回から6回までの回数の議事書が書いてあります。第3回目の「民間団体ヒアリング」とありますが、東京都がヒアリングをした民間団体とはどのような団体なのか、分かったら教えてください。

会 長：恐らくそれが分かってくれば、葛飾区の中でもその民間団体あるいはNPOはどんな活動をしているのかということにも話がつながってくるかと思います。

事務局、いかがでしょうか。

事務局：国からモデル事業で令和3年度に若年被害女性等の支援事業に協力した団体である、NP

〇法人BONDプロジェクト、一般社団法人C o l a b o、一般社団法人若草プロジェクト、NPO法人ぱっぷす、そのほかに東京都以外でNPO法人そだちの樹、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会など、恐らくそういったところにヒアリングをされたのではないかと思います、実際ヒアリングを行ったかどうかは私どもでは把握できておりません。申し訳ございません。

会 長：委員、よろしいでしょうか。

委 員：今、会長がおっしゃっていたことを参考にしたいと思っていたので、今回質問させていただきました。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。どちらかというと若年の性被害や居場所づくりなど、そういったところに積極的に活動しているグループだったように思います。

ほかにはご意見ございますか。

ちなみに、葛飾区で若年女性に対して活動しているようなグループ、NPO法人などがありますでしょうか。

事務局：把握している限り葛飾区ではございません。東京都全体でも今申し上げました4団体が把握しているところで、それ以上のものは他区からも情報として上がってきておりません。

会 長：葛飾区では現時点ではまだないということですね。ありがとうございます。

恐らく、困難を抱えるといったときに、生活困窮、DV、性暴力、家族関係の破綻など、本当に多種多様だと思いますので、いろいろな民間団体があるといいかなと思います。

そうしますと、先々の話ではありますが、現行の第6次男女平等推進計画の中にひとり親世帯や非正規の問題という形で入っていると思うのですが、若年に関しては、第6次の計画の中ではちょっと弱いのですかね。

事務局：相談の状況に関しましては、こちらでやっている悩みごと相談等での実績などを踏まえますと、実は40～70代が圧倒的に多い状況でございまして、10～30代に関しましては10%程度という非常に少ない統計になってございます。

会 長：相談内容に関しては、どのようなものか把握しているものがございましたらお願いします。

事務局：相談の内容でございますが、悩みごと相談でいえば、6～7割が人間関係です。人間関係の中でも、夫婦、親子、その他の家族というところでの悩みごとの相談が6～7割。あとは、自分自身の問題や健康の問題、少ないですが教育の問題などの相談状況でございます。先ほど年代を申し上げました10～30代を合計して10%、40代が8.2%、50代が圧倒的に多くあり、65%という相談の状況でございます。また、70～80代もそれぞれ10%近くご利用いただいておりますので、やはり女性の抱える問題というのは、この統計から見ても多岐にわたっており、またその内容に関しては、人間関係を中心にして、体のことからご家

族などまでといった現状でございます。

会 長：ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

若年に関しては、子供・若者支援など別の形で支援の枠組みがありませんでしょうか。困難を抱える女性としたときに、そういったところと部分的に連携が必要になってくるかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：区といたしましては、今この男女平等推進計画の下で行っている女性相談、ひとり親相談は、決して年齢を狭めているわけではなく、特に年齢制限は設けていないため、ターゲットとする方々が来ていただくことも想定しながら、幅広く窓口は設けているところでございます。

また、包括的な支援体制というところでは、「くらしまるごと相談」で、ここも年齢は設けずに、非正規や、なかなか仕事に就けない若い方も取りこぼすことのないように構えた相談体制でございます。また、「ひとり親家庭相談支援」事業も、ひとり親になってしまいう方々を対象とした窓口でございます。先ほど申し上げました若者支援体制の整備も設けておりまして、こちらは子育て政策課の下でやっております。事業の名称としては「若者相談窓口」として掲げ、令和4年度からはオンライン相談も開始しており、相談者の内容によって寄り添った支援を実施しているところでございます。

実績でございますが、令和4年度から開始したオンライン相談というのは16件程度という状況でございます。また、あわせて講演会ですが、若者の方がぶつかりやすい、ひきこもりの当事者や、家族との孤立を防ぐための専門家を招いた有効的な活用をテーマとして、これはY o u T u b eでの視聴となりますが回数も191回程度と伸びている状況であり、こちらも幅広く普及啓発の一環として取り組んでいるところでございます。

会 長：ありがとうございます。

論点が絞られているわけではないので、ご意見が出にくいかと思うのですが、皆さんが疑問に思っていること、あるいは何かご意見があればぜひ出していただければと思います。

委 員：今こちらの相談では、ある程度高い年齢層ということで、今たまたま隣に学校関係者の方が委員にいらっしゃるので、ここで話をしていたのですが、学校に今、いわゆるスクールカウンセラーが合っているのかどうか分からないのですが、そういったところに相談されていることは多いと思います。そういった相談の内容から、何か葛飾区で支援ができるのではないかとといったように広げることは可能だと思うのですが、やはり守秘義務の関係が非常に引っかかってくるだろうなと思っています。

今もいろいろお話を聞きながら、一生懸命東京都のホームページを探していたところ、先ほどの東京都の計画の策定委員会の第3回の議事要旨が出てきたのですが、民間の団体名がA団体、B団体でした。その団体を具体的に明示して、その団体はこういうことをやっています、こういう支援をしているとなると個人情報に引っかかってしまうので、多分言えないのだろうなと思いました。ですから、こちらの審議会も公開制になっている中で、公開制の審議会ですその部分をどのように深掘りをしていくのかということとは

時間をかけて確認していく必要があるかと思います。しかしながら、実の部分聞いていかないとよりよい計画にはならないと思うので、そこをうまく関係団体の皆さんとやり取りをしながら、公開の審議会場で議論ができる進め方をしていただければいいのかなと考えました。

特に若年女性の場合はすごくセンシティブな部分に引っかかってしまうと思うのです。しかし、葛飾区でもし本当にそれが問題視されているのであれば、そこはしっかりと議論していかなければならない。努力義務だからやらなければいけないからやりましたで終わらせることはもったいないと思います。いろいろと関係するところがあると思いますし、私も今、全然別のところで例えばヤングケアラーで、この間あるタウンミーティングで当事者を支援している団体の代表の方から話を聞いたときに、そういうところも、もしかしたら一部関わってくるかもしれない。アンテナを高くすればするほどいろいろ引っかかってくる。先ほど会長もおっしゃったように、本当に広範にわたっているので、そこをどうやって拾っていくのかというのは時間をかけてやっていく価値があるのかなと思いましたので、ぜひそこはよろしく願いしたいと思います。

会 長：貴重なご意見ありがとうございます。現場でどのようなことが起こっているのかというのと、サポートをする側の両方に合わせて守秘義務が当然生じますし、実態が分からなければなかなか手を差し伸べることもできません。やっている民間団体の守秘義務をどうやって守っていくのかということは、かなり悩ましい問題であり、おっしゃるようにセンシティブなことだと思いますので、この審議会でも、もう少し話が具体的になってくれば、なおさらそのようなことに気をつけていかなければならないと思います。大事なご指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

委 員：論点が違うかもしれないのですがけれども、国との連携というのも重要ではないかなと思っていて、例えば性暴力、性犯罪被害とかだったら、日本はほかの先進国に比べて性犯罪が罰せられるのが甘いですとか、そういったことは結局、国の法律、法務省など、そういったところが所管しており、また若年層では、緊急避妊薬がすぐ手に入りづらいというところになると、厚生労働省といった大きいところになってきます。困窮というのは、経済なので経産省といった大きいところになってくると思うのですが、一番草の根で意見を拾えるのは区になるので、草の根の支援を国につなげるというのも重要だと思いますが、それがなかなか難しいのではないかと考えています。もちろん都との連携や警察と連携というのも大事だと思うのですが、国とどうやって、法律を変えるではないですが、やっていくのかも重要なのかなと思いました。

会 長：ありがとうございます。今の点に関して、事務局、何かありますでしょうか。

事務局：今回の法律の下でも、やはり国の施策をもって東京都の計画に反映させ、そしてその東京都の計画をもってさらに区へ下ろしていくという、そのようなつながりである一方、国はその地方公共団体及び東京都の全体を見渡して、どこにどういった実態があり、不足して

いるかといったところもしっかりと目をつけていく役割がこの法律の下でも明記されております。そういったところからもやり取りができる、していく必要があるのかなと考えております。

会 長：ありがとうございます。

委 員：今いろいろなご意見をお聞きしていて思い出したのですが、葛飾区にはもう 20 年活動している民間団体がありまして、若者のひきこもりの支援をしている団体がございます。探せばそういった団体もございますので、そういったところとまたいろいろお話を聞いていただきたいと思いますと思いました。

会 長：ありがとうございます。
ほかの方。どうぞお願いいたします。

委 員：いろいろな話を伺って、自分の考えを少し整理させてもらうためにお話をさせていただきたいと思います。

今、女性の困難な状況のということで、いろいろな話がある中、整理をすると、まずDV、それから性被害、売春防止法ということで、体的なことなのでしょうか。それから、男女の格差ということ、これは経済的ということで考えてよろしいのでしょうか。こちらは、ひょっとしたら法律やいろいろな制度などで解消が近づけるかもしれないなと思います。もちろん隠れたDV等については解決ができないということもお聞きしたことがあります。

もう一つ側面があると思ったのは、子育てというのが、先ほどひとり親という言葉も出ましたが、どうも女性が担うことのほうが多いようだと思います。そこも一つ大きな負担にはなっているのかもしれませんが。ただ、もう一つ、心理的な面で、先ほどの基本方針の中で、対象者の把握をするとともに、地域での自立ということ、この地域での自立ということが一番に掲げられているということで、心理的な面に大きくつながるのではないかなと思いました。

私の勤め先が四つ木ですけれども、四ツ木の駅から学校に向かう間に、最近建設ラッシュでございまして、何が建っているかという、シングルのマンションなのです。1人向けのワンルームマンションというのでしょうか。そこに住んでいる方は葛飾区民なのかどうか。大変失礼なことを言うのですけれども、住所は葛飾区ですが、地域というところに関わりが感じられないです。町会の人たちとも話をするのですが、いろいろな古い住宅やお店などを更地にして、大きな住宅ができるのだけれども、町会には入らない。地域にも関わらない。なぜかといったら、シングルマンションだから。そして、上野などの都心にすごく出やすい場所であるということで、通うのに便利であるということだそうです。葛飾区がいいということではない、地域がいいということではないようなのです。非常にそこが残念だなと思います。

そして、先ほどどなたかからお話があったのですが、区独自というのでしょうか、葛飾区の独自性といったら何なのだろうかというところ、そのワンルームマンションに住

んでいる人のことも偏見で悪く言っていて非常に申し訳ないのですが、非常に熱心に葛飾区のために働いていたら申し訳ないのですが、そういう人たちに感じられないなと思ってしまうのです。では、葛飾区の良さって何なのだろうと考えたとき、たまたま地域の方と行政の方とお会いすることがあってお話をしていたところ、葛飾区の特徴として、全ての行政区を含めてはいないのですが、すごく人情があると言っていました。何かあったときにすぐ訴訟だ、何だかんだということではなくて、葛飾区の場合には何かあっても一回ぐっところえて、行政がいろいろなことをするときにも、「うーん、しょうがないかな」とか、町会が何かするときがあっても「まあ、しょうがないかな」というようなことでしょうか。除夜の鐘が鳴るからうるさいというので昼間鳴らすとかというような話もありますけれども、葛飾区はまだ帝釈天をはじめ夜鳴らしたりしていて、そういったところは「まあ、いいじゃないか」と。それが葛飾区の良さであり、人情というのが下町の良さ、それを生かすということが葛飾区独自のことなのではないかなと思います。

地域での自立、人情のある町。しかし、その人情のある町が今四つ木では破壊されつつあるような気がしてなりません。ほかの地域では分かりません。前、私は柴又地域で勤めていたのですが、柴又は、まだそういったマンションではなく、一戸建ての民家が建売になっていたりしています。ほかの地域もよく分かりません。新小岩地域に行くと、高いマンション等が建っていたり、見たりもしますが、何か葛飾区独自といったときに、今まだ残っている人情というところを、それは心理的な面でつながるということ。先ほど 50 代の方が一番家族関係、人間関係がづらいと言っていましたけれども、それをどうしたらいいのだろうと考えました。葛飾区独自で、つい最近にありましたが、「かつしかRUNフェスタ」があります。あのRUNフェスタに走っていたり、役員で出ている私の知人がいるのですが、参加する、またはボランティアとして参加する、そのような道を、困難な状況に置かれた女性だけではなくて、もっと全ての区民にそういったところのボランティアを自分から積極的に人情のある葛飾区の一員となるというような、何かそういったところに魅力を感じることができないかなと思いました。

それから、地域でも最近子ども会の人数が減っているという話題もよく出てくるのです。子ども会のことを知らないなんていうこともあるのですが、子ども会に入会するとお金がかかるといった話もありました。困難な状況にある家庭については、それを区で補助して、子ども会に出る、子どもたちが出るということであれば、先ほどの子育てということで女性が悩んでいるところも、その時間、子どもがそこに行って喜ぶ。喜んだ子どもの顔を見て喜ばない親はまずいないですし、そのところに一緒に自分もボランティアに行こうかなと思ったときに、志がある人たちが集いますから、気持ちがいい時間を過ごせると思うのです。もちろん、ひきこもりという傾向がある人は、それが「うざい」とか、すごく嫌だということがあると思いますが、万人にはかなわないかもしれませんが、そういったアプローチを葛飾区はやはり人情の町だから所を生かしていけたらと思います。困難な状況というのは、お金を援助することや暴力を取り締まるといったことはもちろんですが、プラスで人情というところでやります、なんていいんじゃないかなと思います。

盆踊りが新宿であるじゃないですか。あれも皆さん参加しましょうよということで、困

難な状況にある方々には浴衣をプレゼントとか、いろいろな出店が出たりする際に、券などをお子さんにプレゼントしますとか、来るのが大変だったらバスを出しますなど、区がそういう援助を、ただのお金をまくだけではなく、人情というところにくつつくような何かができたら柴又の寅さんも喜ぶのではないかなと思っております。

会 長：ありがとうございます。非常に熱いハートが伝わりました。葛飾区らしさというところが特に人情で、本当に困難な状況を人情的面もちろん大事ですし、あるいはさっと手を差し伸べられるような、人からはおせっかいかもしれないといったところで、第三者が手を差し伸べるところを、ここでは自治体として、審議会として何ができるのだろうかということが大切と思いました。ありがとうございました。
事務局から今のお話に関して何かありますか。

事務局：本当にたくさんの熱い思いと、とても大切なヒントをたくさん頂きました。おっしゃっており、やはり自立、心理的なサポートというのが、この新しい法律の下でも強化されていくべきと言われており、これまでは本当に本人中心の保護更生から本人に寄り添った支援、そしておっしゃっていただいたように、葛飾だからこそ人情的なアプローチができるような支援を強化してまいりたいと思っております。

会 長：続いてお願いいたします。

委 員：私はこれを聞いていて、一番大事なのは教育だと思います。教育がちゃんとしていれば、かなり犯罪を防げる。今我々が見ていると、派手な格好をしたりと女性にも落ち度があるような気がします。要するに、そういった犯罪を犯されやすい格好をしていると、どうしても男はモヤモヤするところがあるから、そういった犯罪に巻き込まれる、何か起きるのではないかなと私は思う。
それと、こういった団体は確かにあると思うが、はっきり言って、一般の人の駆け込み寺がないわけです。それは調べればありますよとか、インターネットで調べればありますよと言われますが、それは言葉であって、その場であつたらなかなかできないと思う。そういったところにもちょっと手を伸ばさせるというものが、できれば私は教育と、それから何かがあつたときの何とか寺じゃないけれども、いざというとき区でも誰かが分かるような施設をつくってもらって、そこに相談に行く。ありますよと言ったって、一般の人は分かりません。こういったところに出ているとか、広報でありますよと言ったって、広報を隅から隅まで見ている人は少ないと思う。我々も広報は見えていて、本当に大事なことがいっぱい書いてありますが、それを隅から隅まで見ている人は少ないと感じます。ですから、もっとそういった団体の中でも、言葉だけでもいいから、何かのときにはここに行かれて相談したらどうだというものを、我々は町会ですけれども、地域でもつくっていただけたらと思うのです。そうすると、一般に頭の中に入れてもらえれば、簡単に相談に行ける。
それから、怒られちゃうかもしれないけれども、女性には自覚を持ってもらいたい。甘えてばかりいるのではなくて、自覚を持たないといけない。話は変わるけれども、女性

の役員が足りないという話は、我々町会も足りないのですよ。でも、お願いしても出てこない。それで何%と言うのは簡単ですけども、そういう積極的な女性が少ない。そういったところにもできれば、権利を言うのなら、自分らもそれに対しての態度を取ってもらいたい。

それから、私は、はっきり言って、それだったら「男女」をつくるなど、「人間」とすればいいだろうという考えです。「男女」だけでも差別だと思うのです。男と女とつくるだけでも言葉によっては差別と思う。そういったところをもっと真剣に考えていかなくちゃいけないのかなと思うのです。

よろしくお願いします。

会 長：ありがとうございます。

では、先にオンライン参加の委員方お願いいたします。

委 員：今の計画をお聞きしていて、思ったことが大きく2つあります。

1つは、今回の女性の支援に関する法律が都から出てきたということですが、葛飾区としては女性に限らない問題として、ジェンダー平等という今までこの審議会でも多く議論してきたところですが、ジェンダー平等の観点でも区としては施策を立てていくということと、先ほど男女平等推進計画をベースにしているという説明があったので、その点はぜひ進めていってほしいと思いました。

2つ目は、アウトリーチ型の支援をするときに、先ほど、ひきこもり支援の歴史ある団体がありますという委員からの発言がありましたが、ほかにあまり区としては押さえていないということで、考えたのは、何か子どもから見えるアウトリーチというのはあるのではないかなと思います。

例えば、子ども食堂は葛飾区ではかなり増えている印象があって、NPO法人にしているのかは分かりませんが、そういった形で来る子どもたちから見える親の中に、もしかしたら女性で何か問題を抱えている人がいるかもしれないとか、そういうリーチしやすい可能性があるというのは一つ思いました。

もう一つは、保育園です。保育園に子どもを通わせる人が、今後子どもの数は減っていても、保育園に通わせるというのがだんだんマジョリティーになっていくと考えると、そこから見える形でやり取りをしている中で、「もしかしたらここのお母さんは何か問題を抱えているのではないか」といったように発見しやすいところではあると思うので、そういった形で何かできないかと思いました。

あとは、先ほど学校が大事という話がありましたけれども、小学校の低学年、特に入学時は家庭と学校のやり取りが非常にあり、例えば就学援助の手続は、今は封筒が配られて各自で手続しなさいとなっています。でも、本当はするべきだけれども、その書類に気づかないとか、手続が分からないといった人もいると思うのです。そういったところで、問題がある人は自分で言いなさいではなくて、こちらから手続についても一緒にやりますとか、説明会をしますとか、あるいは学校の先生は、小学校1年生は家庭訪問を多分全員していると思いますので、その時点でそういったお知らせをするとか、何かいろいろ考えれば、葛飾区のNPO法人がないからできないではなくて、アウトリーチ

型の支援ができるのではないかなと思いました。

アイデアレベルですけれども、私が思いついたのは以上です。

会 長：ありがとうございました。とても大事な指摘だと思います。事務局、お願いします。

事務局：貴重なご意見をたくさんありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりでございます。居場所となる場所につきましては、決して女性特有の居場所だけではないと、私もそういったことが重要だと認識しております。確かに子ども食堂、葛飾区はたくさんの子ども食堂が賑わっており、区民の方からも非常に評価されているところでございます。委員がおっしゃっていただいたとおり、支援が必要な女性を、どこに立ち寄りやすく、どこに安心した場所を構えていくかといったところが重要なことだと思っております。おっしゃっていただいたように、葛飾区の実情に合ったものを展開してくときには、今、国で把握しているこの4つの団体に限らず、実態を即してみますと、今おっしゃっていただいたような居場所となる居所が幾つもあることは重要だと思っておりますので、そういったところとつなげていく取組ができていったらいいのではないかと思います。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。

ほか、まだもう少しお時間はありますけれども、どなたか何かご意見があれば。いかがでしょうか。

本日は法律の勉強から始まり、非常に論点も定まらないところで皆さんも苦勞したかと思いますが、最後には、こういった方向でということが何となく見えてきたのではないかなと思います。

皆さんのご意見などを聞いて、今何ができるのかと考えたときに、2点ありまして、1点目が、現行の第6次で重点課題として取り上げられていますが、この中に実際の事業としてこの視点を少しずつでも盛り込んでいけないのかといったところが1つです。もう1点は、これも先の話にはなと思いますが、先ほどから出ている「葛飾区らしく」といった話もございますが、実態把握ということが何よりも大事だと思います。第7次に向けてではありますが、また調査をします。そのときに、この法律を少し念頭に置いた上で質問や文言の設定を工夫していく必要があると今回の話で感じました。まだ先のことですが、ご検討いただければと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

事務局：たくさんのご意見、どうもありがとうございます。本日頂いたご意見をしっかり踏まえて、また今、会長から実態調査がとても重要であるとおっしゃっていただきましたので、そういったことも含め、今後の策定に向けた準備、検討を進めてまいります。本日、委員からハンドブックを頂いておりますので、ここでご案内いただいてもよろしいでしょうか。

委員：本日持ってきたので、オンラインの方には後日送付してください。

机上配付させていただいたのは、連合東京で作成し、1年前に審議会でご案内をさせていただいた、「いきいきハンドブック」の第二弾として、今回はハラスメントにポイントを当てた「はらはらハンドブック」を作りました。これは、我々連合東京が働く方からの労働相談を受けており、その中でハラスメントが圧倒的に多く、労働組合でよく関わるハラスメントの定義がしっかりされているが、「何とかハラ」が多過ぎて、いろいろ分からないということもあり、「ハラスメントってこういったことだ」というところを幾つか載せています。例えば、パワハラだったら部下から上司、セクハラだったら女性から男性という形で、ふだん考えるのと逆のパターンを漫画にさせていただいて解説を載せております。

あと、最近多いのが、「これってハラスメントですよ」というジャッジを労働相談に求められることがあり、何でもハラスメントと決めつけて、「自分は悪くない」と、先輩から、上司から指導をされているのに、それが全部パワハラだというような間違った認識をされているのが「ハラスメント・ハラスメント」、略して「ハラハラ」といい、このハラハラに対する解説。そして「ジェンダーハラスメント」、「女性はお茶をくむべきものだ」、「男は力仕事をするべきものだ」、いわゆるアンコンシャスバイアス、無意識の思い込みから入るハラスメント。「相手が女だからこう言えいいだろう」、「男だからこうしてもらわなければいけない」といったような思い込みがジェンダーのハラスメントになることを「ジェンハラ」というのです。

今、男性の育休については会社でもやりなさいとなっていますが、「マタニティハラスメント」は皆さん結構耳にされていると思います。これが父性になると「パタニティハラスメント」、略して「パタハラ」というのです。「男が育休を取るなんて」、「育休を取っている間に下の子がみんな昇進しちゃって出遅れるよ」といったような意地悪をするだとか、「奥さんにやらせればいいじゃないか」といったハラスメントも漫画つきで解説したものを作っております。

東京都が「カスタマーハラスメント」に対して、条例制定に向けて動いていますが、これは、実は連合東京が昨年度の政策制度要求でずっと声を大にして訴えていたものがようやく条例化に向けて動いているものです。全国初になるのか、北海道が先なのか分からないのですが、それに向けてやっている「カスハラ」。自治体の職員やスーパー、飲食店などもそうですが、意外とどの会社も例えば取引先、先方から言われているだとか、そういったカスタマーのハラスメントは多いということも解説入りでご紹介をしているものを作りましたので、こちらをご参考にしていただきたいと思います。監修が入っている関係でデータを連合東京のホームページには上げていませんが、こちらを活用したいということであれば、例えば全区民に配るとかは難しいのですが、参考にしたいということであれば、少数であればご案内はできると思いますので、ぜひご参考にいただきたいと思います。

お時間を頂きまして、ありがとうございました。

会長：ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となります。とても難しかったかもしれませんが、皆さんから相変わらず多様な意見を頂戴しまして、参考にさせていただきたいと思います。
それでは、事務局からお願いいたします。

3 連絡事項

事務局：会長、本日もスムーズな進行をどうもありがとうございました。

では、この令和5年度第2回男女平等推進審議会をもちまして、今年度の男女平等推進審議会は終了となります。委員の皆様におかれましては、6月末までの任期となっておりますが、実質的には本日が最後の審議会となっております。ありがとうございました。本当に2年間、たくさんのご意見をいただきまして、本当に感謝申し上げます。
最後に総務部長から一言挨拶させていただきます。

事務局：皆さん、2年間の任期どうもありがとうございました。葛飾区では第7次の計画策定に向けて、今日議論していただきました、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する葛飾区としての計画もどう検討していくかということも含めて、今後またこの審議会でもいろいろご意見をいただきながら検討していきたいと思っておりますので、また様々なご意見をいただければと思っております。
本日はどうもありがとうございました。また、この任期、どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。
では会長、お返しいたします。

4 開 会

会 長：それでは、令和5年度第2回男女平等推進審議会を終了いたします。本日も長時間にわたり、たくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。また、今年度最後の審議会になりますが、皆さん本当にご協力いただき、ありがとうございました。オンラインの方もご協力ありがとうございました。

事務局：それでは、以上をもちまして第2回男女平等推進審議会を終了とさせていただきます。
ありがとうございました。